

うるま市信用保証料補助金交付規程

平成17年4月1日

告示第100号

(趣旨)

第1条 本市の中小企業の育成及び振興を図るため、沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱(平成17年3月31日制定)に規定する沖縄県小規模企業対策資金に必要な信用保証料(以下「保証料」という。)に対し、この告示に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(保証料の補助対象資金)

第2条 保証料補助の対象となる資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、うるま市信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)を当該融資開設年度内にうるま市長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に補助金交付申請がない場合は、補助の対象としない。

(補助の対象者)

第4条 保証料の補助を受けることができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 沖縄県小規模企業対策資金を借り入れ、沖縄県信用保証協会に保証料を払い込んだ者
- (2) 事業主が本市において前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住している者
- (3) 本市に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者
- (4) 市税の滞納がない者

(補助金の確定)

第5条 市長は、第3条に提出された書類等に基づき審査し適当と認めるときは、うるま市信用保証料補助金交付確定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助額)

第6条 保証料の補助額は、毎年度1企業者について沖縄県信用保証協会に払い込まれた保証料に対して、次に掲げるところにより市長が定める額とする。

保証料の払い込まれた額の50パーセント以内 上限10万円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の石川市小口資金信用保証料補助金交付規程(昭和54年石川市規程第8号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月1日告示第201号)

この告示は、平成17年9月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

うるま市長 様

代表者

住所

申請人氏名

印

事業所

住所

事業所名

印

電 話

うるま市信用保証料補助金交付申請書

うるま市信用保証料補助金交付規定に基づき、保証料補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 融資年月日

年 月 日

2 融資金額 金 円

3 保証期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 保証料 金 円

5 保証料補助金	金 円
----------	-----

6 取扱金融機関

7 添付書類 個人：住民票の写し・印鑑証明書・信用保証料領収書の写し
法人：代表者住民票の写し・印鑑証明書(事業所)
定款の写し・信用保証料領収書の写し
その他関係書類

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

様

うるま市長 印

うるま市信用保証料補助金交付確定通知書

年 月 日に申請のあったうるま市信用保証料補助金を下記のとおり、
確定したので通知します。

記

1 補助金交付及び確定額 金 円